

# 第2部 特定温室効果ガス排出量及び 原油換算エネルギー使用量の算定

(算定ガイドライン pp.11-108)

第1章 算定と検証の概要

第2章 事業所範囲のとりえ方

第3章 排出活動・燃料等使用量監視点の特定

第4章 燃料等使用量の把握

第5章 温室効果ガス排出量及び  
原油換算エネルギー使用量の算定

第6章 温室効果ガス排出量算定に係る  
その他の方法



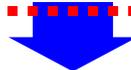
## 算定のフロー

ステップ1. 事業所範囲の特定 (第2章)



ステップ2. 排出活動・燃料等使用量監視点の特定 (第3章)

燃料使用量監視点: 電気の受電点、都市ガスメーター、燃料タンクなど、  
燃料等使用量を測定する箇所



ステップ3. 燃料等使用量の把握 (第4章)



ステップ4. 温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定 (第5章、第6章)

## 第3章：排出活動・燃料等使用量監視点の特定

(算定対象となる排出活動) (算定ガイドライン pp.38-41)

・**排出活動**：事業所内で行われる温室効果ガスの排出を伴った活動

＜特定温室効果ガス排出量の**算定対象となる排出活動**＞

### ア 直接排出

化石燃料の燃焼などによる排出

廃棄物の焼却によるものは特定温室効果ガスに含まない(「その他ガス」)。

### イ 間接排出

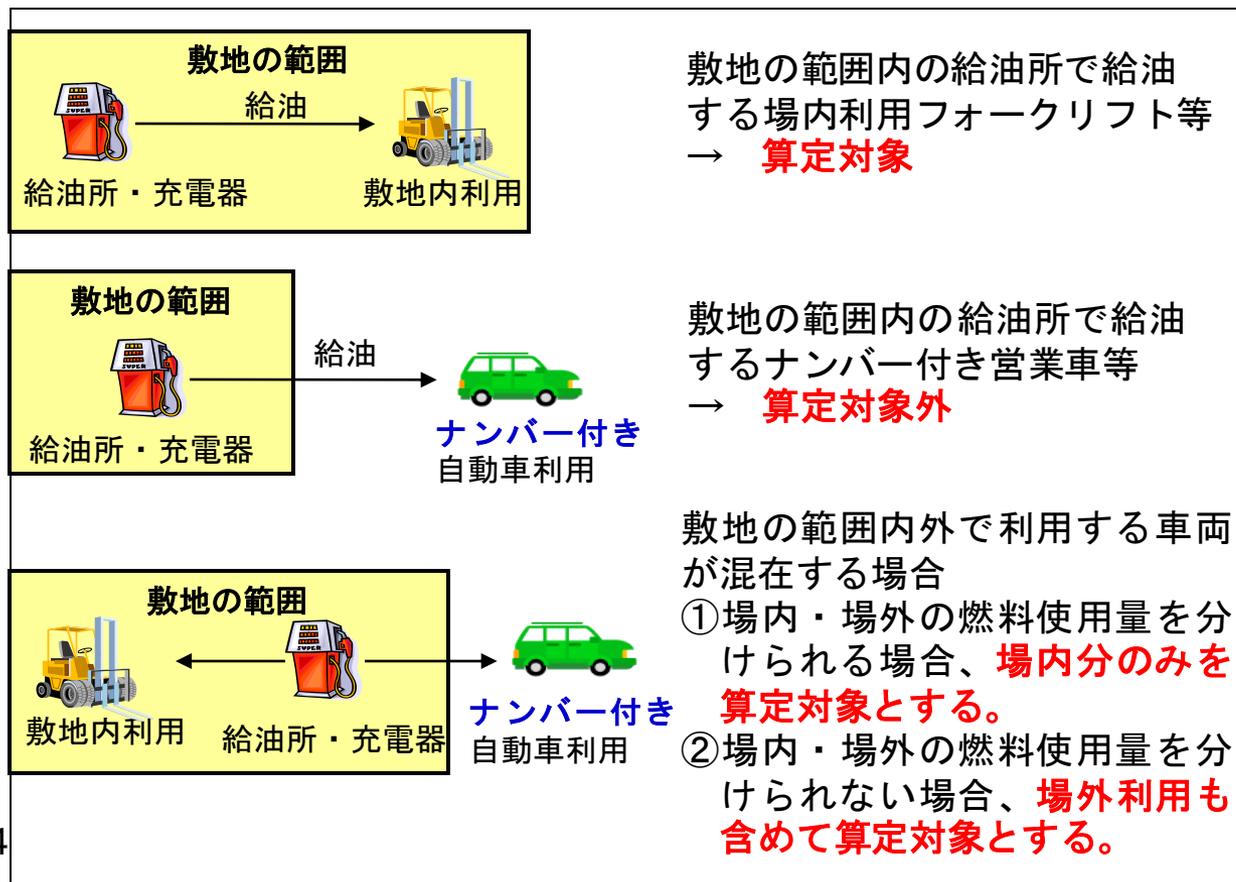
他人から供給された電気及び熱の使用に伴う排出

### ウ 移動体の扱い

敷地の範囲内のみで利用される**移動体**からの排出

## 第3章：排出活動・燃料等使用量監視点の特定 (移動体の扱い) (算定ガイドライン p.41)

- 敷地の範囲内のみで利用される移動体からの温室効果ガスの排出については、算定対象とする。



自動車の場合、敷地の範囲内で利用される移動体であるかどうかは、**ナンバーの有無**により判断する。

※自動車にはフォークリフトも含まれる。

### 第3章：排出活動・燃料等使用量監視点の特定 (算定対象から除く排出活動) (算定ガイドライン pp.42-43)

- 算定対象から**除く**排出活動
  - － **駅**において、鉄道輸送と不可分な排出活動
  - － **住宅用途**への供給
  - － **他事業所**への熱や電気の供給  
(他人から供給されたエネルギーを**変換**せずに外部供給する場合はエネルギー管理連動性ありとして供給先と合わせて一つの事業所となる)
  - － **事業所外**で利用される**移動体**への供給
- 算定対象から**除くことができる**排出活動
  - － **少量排出** (燃料等使用量監視点の箇所の後述)
  - － **工事**のための燃料等の使用

※**除くべき**燃料等使用量を把握することが不可能である場合(把握の方法は第4章で後述)には、算定対象に含める**(算定対象から除かない。)**。

※算定対象外活動は、基準排出量の算定期間及び**削減計画期間を通して一貫して**いる必要がある**(含めたり含めなかったりしてはいけない。)**。

## 第3章：排出活動・燃料等使用量監視点の特定

(燃料等使用量監視点) (算定ガイドライン pp.44-50)

### ◎燃料等使用量監視点

電気の受電点(高圧受電施設など)、都市ガスメーター、燃料タンクなどの  
**燃料等使用量を測定する箇所**

大きく分けて以下の2種類

#### ①「事業所内へ供給される燃料等使用量監視点」(算定GL p.45)

→事業所内で貯蔵して用いる燃料等はその**貯蔵する場所**

→貯蔵しない燃料等は、その使用量を特定できる**メーター**

→表2-4(算定GL p.46)の**要件**を満たす監視点を**すべて把握**する必要がある(要件を満たさない排出活動は「少量排出」)。

→詳細は「燃料等使用量監視点の要件に関する解説」(算定GL pp.47-49)を参照。

#### ②「算定対象から除く排出活動の燃料等使用量監視点」(算定GL p.50)

→事業所外で使用される移動体へのエネルギー供給ポイント

→工事用途へのエネルギー供給ポイント

→住宅用途・熱供給事業用の施設へのエネルギー供給ポイント

→自家発電など外部への供給設備に関する燃料等使用量監視点



### 第3章：排出活動・燃料等使用量監視点の特定

（燃料等使用量監視点）（算定ガイドライン p.48）

#### ・LPG容器の燃料等使用量監視点の把握

可搬式のLPG容器の置き場も燃料等使用量監視点として特定し、排出量を算定する必要がある。

※高圧ガス保安法の規制対象である貯蔵容量が0.15 m<sup>3</sup>（重量1.5kg）以上の規模の「容器の置き場」を把握

#### ・飲食を提供するイベント等で使用するLPG容器の燃料等使用量監視点

常設でないイベント等において、調理を目的とした可搬式のLPG容器を複数使用する場合、以下の条件を満たした場合に限り、燃料等使用量監視点を特定できないものとすることができる。

**LPG容器を使用した店舗数 × イベント等の延べ開催時間 < 600**

※LPG容器を使用した店舗数が明確でない場合は、イベント等での出店数で判断する。

調理目的のLPG機器の例：ガスコンロ（カセットコンロを除く。）、ガスグリル、ガスオーブン等

調理目的外のLPG機器の例：パラソルヒータ、スタンドヒータ等

## 第3章：排出活動・燃料等使用量監視点の特定 (算定報告書への記載事項)(算定ガイドライン p.50)

### ア 燃料等使用量監視点リスト

把握した燃料等使用量監視点全てについて、算定報告書の「(4)燃料等使用量監視点」のリストを作成する。

#### (4) 燃料等使用量監視点

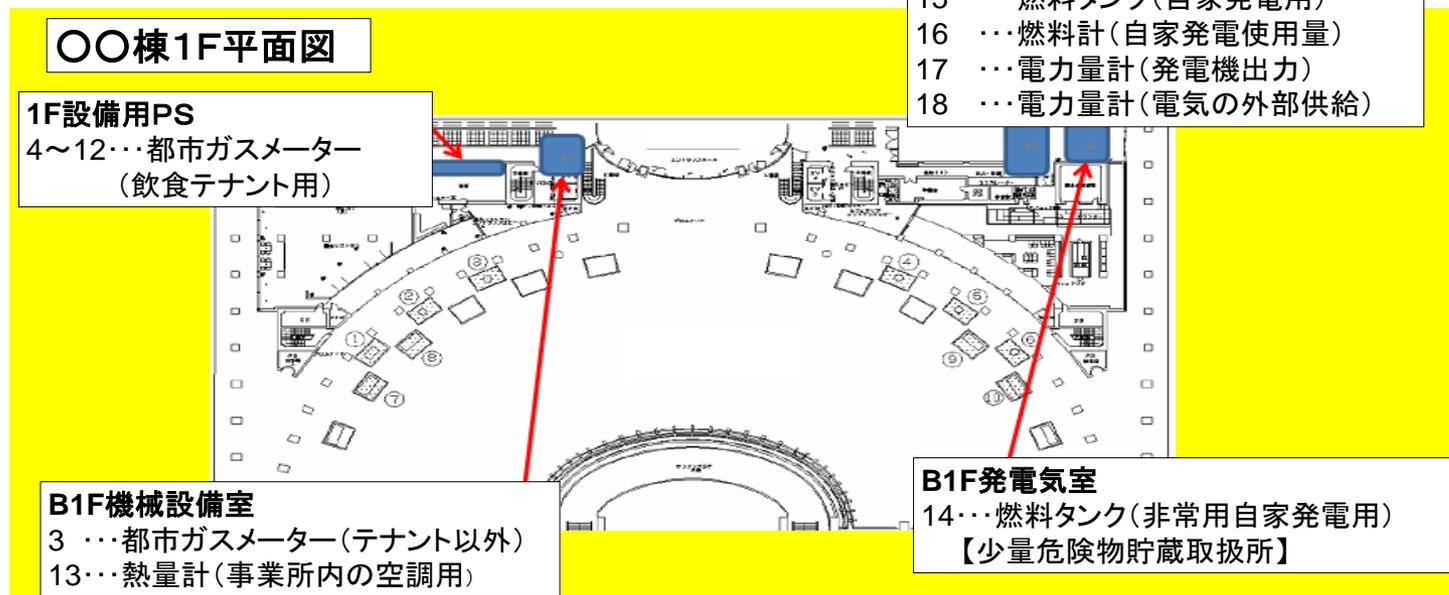
No.	排出活動	燃料等の種類	監視点の位置
1	電気の使用	一般送配電事業者の電線路を介した買電_昼間	B1F電気室
2	電気の使用	一般送配電事業者の電線路を介した買電_夜間	B1F電気室
3	燃料の使用	都市ガス13A	B1F機械設備室
4	燃料の使用	都市ガス13A	1FレストランフロアA
5	燃料の使用	都市ガス13A	1FレストランフロアB
6	再生可能エネルギーの電気	再生可能エネルギーを自家消費した電気	B1F電気室

## 第3章：排出活動・燃料等使用量監視点の特定

(算定報告書への記載事項) (算定ガイドライン p.50)

### イ 燃料等使用量監視点の位置の図示

スライド48で作成したリストをもとに、燃料等使用量監視点の場所を図示する。算定報告書の「(2)事業所区域及び燃料等使用量監視点の図示」のページに、建物配置図内とともに書き入れる。



・「太陽光発電施設等」「太陽熱利用施設等」は燃料等使用量監視点と同様に図示し、通し番号を振ってください。

・高効率コージェネレーションシステムからの電気又は熱の受入れに伴う削減量を算定する場合は、該当する監視点に高効率コージェネレーションシステムからの受入れであることを明記してください。

## 第3章：排出活動・燃料等使用量監視点の特定 (検証のポイント) (算定ガイドライン p.50)

- 要件を満たす燃料等使用量監視点が網羅されているかについて把握する(必要があれば事業所内の目視又は情報通信技術(ICT)を活用し、写真や動画等を用いて確認を行う。)

【算定GL p.46】

表 2-4 事業所内に供給される主な燃料等使用量監視点と確認する資料

種類		把握すべき燃料等使用量監視点の要件		確認する資料
直接 排出	燃料	気体・ 液体・ 固体燃料	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防法(昭和23年法律第186号)の危険物貯蔵所又は取扱所*1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防法の危険物貯蔵所又は取扱所の届出</li> </ul>
		(都市ガス及びLPG以外のもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)対象の少量危険物貯蔵取扱所*1</li> <li>同指定可燃物貯蔵取扱所*1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災予防条例の少量危険物貯蔵取扱所、指定可燃物貯蔵取扱所の届出</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)の第一種貯蔵所</li> <li>同第二種貯蔵所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高圧ガス保安法の「貯蔵計画書」の届出</li> </ul>
	都市ガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般ガス事業者から供給される都市ガスメーター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>しゅん工図書の衛生図面</li> <li>一般ガス事業者提供のガス工作物図面</li> </ul>	



# 第2部 特定温室効果ガス排出量及び 原油換算エネルギー使用量の算定

(算定ガイドライン pp.11-108)

第1章 算定と検証の概要

第2章 事業所範囲のとりえ方

第3章 排出活動・燃料等使用量監視点の特定

第4章 燃料等使用量の把握

第5章 温室効果ガス排出量及び  
原油換算エネルギー使用量の算定

第6章 温室効果ガス排出量算定に係る  
その他の方法



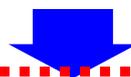
## 算定のフロー

ステップ1. 事業所範囲の特定 (第2章)

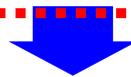


ステップ2. 排出活動・燃料等使用量監視点の特定 (第3章)

燃料使用量監視点: 電気の受電点、都市ガスメーター、燃料タンクなど、  
燃料等使用量を測定する箇所



ステップ3. 燃料等使用量の把握 (第4章)



ステップ4. 温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定 (第5章、第6章)

## 第4章：燃料等使用量の把握

(考え方) (算定ガイドライン pp.51-52)

### (1) 算定のための組織体制

- ・ **算定責任者**及び**算定担当者**を設置し、算定報告様式に組織体制図を記して報告

### (2) 燃料等使用量の把握方法

- ・ **購買伝票等**により把握した燃料等の購買量を基本とする。
- ・ 購買伝票等により**把握不可能(燃料等の入手手段が取引によるものでなく購買伝票等は元々存在しないような場合)**であり、かつ**取引等に使用可能な計量器**で計測した場合、実測に基づく把握も許容する。
- ・ 購買伝票等による場合、**在庫変動を踏まえて算定することはできない。**
- ・ **燃料の廃棄分**は、取引等に使用可能な計量器で計測した場合、排出量から除くことを認める。

### (3) 燃料等使用量の単位換算方法(算定ガイドライン pp.64-66)

## 第4章：燃料等使用量の把握

（購買伝票等による把握）（算定ガイドライン pp.53-56）

- 領収書、請求書、納品書等の購買伝票等で把握
- 燃料等使用量監視点との対応を明確にする。

～ 購買伝票等とは ～

本制度における「購買伝票等」とは、次のような「2者間の取引\*又は第三者等への証明\*に用いられる書面等及び電磁的記録」を示す。

※ ここでいう「取引」及び「証明」とは、計量法第2条第2項で定義されているものとする。

- 電気事業者から発行されるお知らせ伝票、領収書、請求書その他電気事業者から提供される使用量の証明・報告書類、小売電気事業者等が運営する会員限定サービスで提供される検針情報、領収情報及び使用量実績
- ガス事業者から発行される使用量のお知らせ、領収書、請求書、検針票その他ガス事業者から提供される使用量の証明・報告書類、小売ガス事業者等が運営する会員限定サービスで提供される検針情報、領収情報及び使用量実績
- 熱供給事業者から発行される使用量のお知らせ、領収書及び請求書
- 燃料購入時の領収書、請求書及び納品書
- 相対取引（個々の事業所一対一の取引）における領収書、請求書及び納品書

※購買伝票等として認められる証明書類の例は、算定GL p.55参照

## 第4章：燃料等使用量の把握

(購買伝票等による把握) (算定ガイドライン p.53)

- 購買伝票等がどの月の値であるかの判断
- 毎回の算定時で同じ考え方になるようにする。

分類	燃料等の例	該当月の判断
連続のもの (配管等で連続的に供給されるもの)	電気、都市ガス、熱	請求書等の購買伝票に記載されている使用(請求対象)期間の日を含む月
不連続のもの (タンクローリー等で一定単位毎に納入されるもの)	重油、軽油、灯油等の燃料	納入された日を含む月又は請求の日を含む月

※購買の実績がない場合は「0(ゼロ)」とする。

燃料等使用量監視点が一時的または永続的に消失した場合は空欄とする。

## 第4章：燃料等使用量の把握

(テナントの退去等に伴うガス閉栓の確認方法について) (算定ガイドライン p.56)

### 1 購買伝票等による**ガス閉栓**の確認

テナントの退去等に伴うガス閉栓を確認する際は、「閉栓」したことが明記されている購買伝票等で、ガス閉栓されていることを確認することができる。

### 2 購買伝票等に「**閉栓**」が明記されていない場合の確認

購買伝票等に「閉栓」したことが明記されていない場合において、次に示すような要因等により、閉栓の確認が困難であるケースが存在する。

- ・既にガス栓が撤去されており、ガスメーターの現物が確認できず、閉栓時の記録等も存在しない。
- ・既に次のテナントが入居しており、算定年度において閉栓されていたことが確認できない。

以下のような複数の資料の確認をもって、「閉栓されていた可能性が高い」と判断することが可能。

- ①テナント退去の時期と事実を示す資料
- ②ガス使用量を示す資料

## 第4章：燃料等使用量の把握 (実測による把握方法) (算定ガイドライン p.57)

➤ 実測に基づく把握を許容することとする条件

購買伝票等による把握が不可能

かつ

取引又は証明に使用可能な計量器で燃料等使用量を計測した場合

取引又は証明に使用可能な計量器とは

- ①計量法で定められている「特定計量器」
- ②電気事業法で規定されている特定計量の届出を要する計量で用いる電気計器

本ガイドラインでは、①、②を合わせて「**特定計量器等**」という。

## 第4章：燃料等使用量の把握 (特定温室効果ガス排出量算定報告書の入力)

算定報告書の(5)燃料等使用量のシートに燃料種ごとの使用量を月別に入力する。排出量の算定対象から除外する燃料等使用量も記入すること。燃料等使用量は購買伝票等の根拠資料から転記すること。

燃料等監視点	排出活動	燃料等の種類	供給会社等	把握方法	計量器の種類	検定等の有無	都市ガスメータ種	単位	入力方法	使用量	
										4月	5月
1	電気の使用	一般送配電事業者の電線路を介した買電_昼間		購				千kWh		300	300
2	電気の使用	一般送配電事業者の電線路を介した買電_夜間		購				千kWh		100	100
3-11	燃料の使用	都市ガス13A	東京ガス	購			圧力補正有り	千m <sup>3</sup>		10	10
18	他事業所への熱や電気の供給	自ら生成した電力の供給		実	普通電力量計	無		千kWh	自動	30	30

## 第4章：燃料等使用量の把握 (特定温室効果ガス排出量算定報告書の入力)

算定報告書の(5)燃料等使用量のシートに燃料種ごとの使用量を月別に入力する。排出量の算定対象から除外する燃料等使用量も記入すること。燃料等使用量は購買伝票等の根拠資料から転記すること。

2019年4月 ～ 2020年3月 )											計	単位発熱量 (GJ/固有単位)	熱量 (GJ)	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	乗率				
350	350	350	300	300	300	300	300	300	300		3,750	9.97	37,388	1,834
200	200	200	100	100	100	100	100	100	100		1,500	9.28	13,920	734
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		120	45.00	5,168	258
30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	0.95	-342	-	-	-0

## 第4章：燃料等使用量の把握

(特例措置) (算定ガイドライン pp.59-62)

### (ア) 実測による場合の特例措置

※取引又は証明に使用可能な計量器(特定計量器等)での実測が必要。

- ・特定計量器等でない計量器で実測する場合  
⇒**保守的算定**を行う。

- ・**保守的な算定**とは

実測した燃料等使用量に**1.05**又は**0.95**を乗じて算定した値を当該燃料等使用量とする方法

⇒事業所の排出量として**算定すべき排出量**は、実測した燃料等使用量に**1.05**を乗じて算定する。

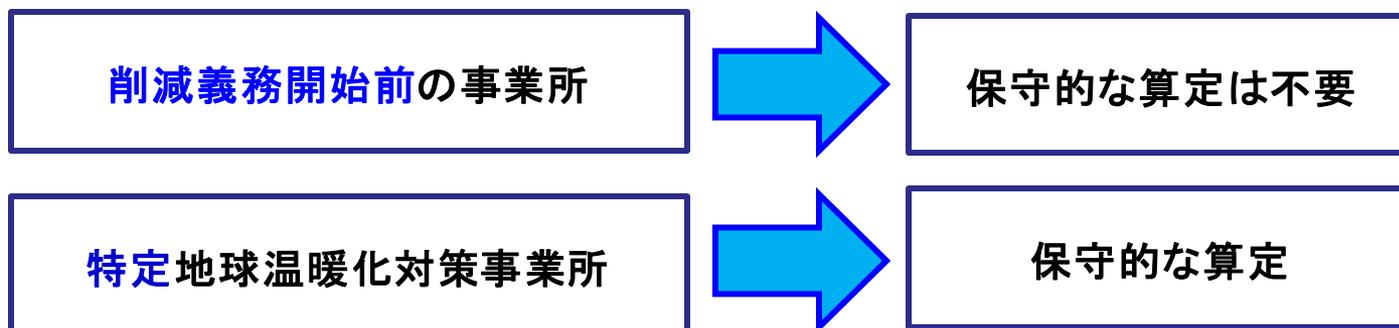
⇒事業所の排出量から**除外すべき排出量**は、実測した燃料等使用量に**0.95**を乗じて算定する。

※保守的な算定の適用範囲外の排出活動は、特定計量器等でない計量器での実測は認められない。

## 第4章：燃料等使用量の把握 (特例措置)(算定ガイドライン p.59)

表 2-6 第3計画期間の途中から特定地球温暖化対策事業所となった場合の例

第3計画期間				
2020	2021	2022	2023	2024
—	指定	指定	指定	特定
削減義務開始年度の前年度(2023年度末)までは、特定計量器等でない計量器での実測が可能(保守的な算定の適用範囲に限る。) ※特定計量器等でない計量器であっても、保守的な算定の必要はない。				削減義務期間(2024年度)からは、特定計量器等での実測又は保守的な算定



※ただし、保守的な算定の適用範囲に限る。

## 第4章：燃料等使用量の把握 (特例措置) (算定ガイドライン p.60)

### 燃料等使用量を実測により把握する場合

燃料等使用量の实測による把握・算定の方法は、以下2点により異なる。

- ・対象とする排出活動が保守的な算定の適用範囲か
- ・当該事業所の削減義務の有無

	保守的な算定の適用範囲	保守的な算定の適用範囲外
削減義務開始前の事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定計量器等でない計量器での実測も可 <span style="float: right;">①</span></li> <li>・ 保守的な算定は不要</li> </ul>	<div style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold; color: red;">③</div> 特定計量器等での実測のみ (特定計量器等でない計量器での実測は不可)
特定地球温暖化対策事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定計量器等でない計量器での実測も可 <span style="float: right;">②</span></li> <li>・ 保守的な算定が必要</li> </ul>	

※表内の数字は、算定GL p.60に記載の事例番号を参照している。

## 第4章：燃料等使用量の把握 (特例措置) (算定ガイドライン p.62)

「保守的な算定」とは特定計量器でない計量器等で実測した場合に**算定**すべき排出量の場合は、**1.05**を、**除外**すべき排出量の場合は**0.95**を乗じること。

適用有無	対象の例	備考
<p><b>適用有り</b> (特定計量器等でない計量器で実測している場合。保守的な算定を適用するもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「<b>算定対象</b>となる排出活動 (算定GL pp.39-41) 」                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接排出 (燃料の使用)</li> <li>・間接排出 (他人から供給された電気及び熱の使用)</li> </ul> </li> <li>■「<b>算定対象から除く</b>排出活動 (算定GL p.42) 」                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅において、鉄道輸送と不可分な排出活動</li> <li>・住宅用途への供給</li> <li>・他事業所への熱又は電気の供給</li> <li>・事業所外で利用される移動体への供給</li> </ul> </li> </ul>	<p>特定計量器等でない計量器で実測している場合は、<b>実測値に1.05 (算定対象) 又は0.95 (算定対象から除く)</b> を乗じる。</p>
<p><b>適用無し</b> (特定計量器等での実測に限るもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「<b>算定対象から除くことができる</b>排出活動 (算定GL p.43) 」                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事のための燃料等の使用</li> </ul> </li> <li>■「再エネクレジットとして評価しない場合に特定温室効果ガスの<b>削減量</b>として<b>算定できる再エネ電気</b> (算定GL p.79) 」</li> <li>■「特定温室効果ガスの<b>削減量</b>として<b>算定できる再エネ電気</b> (算定GL p.79) 」</li> </ul>	<p>特定計量器等でない計量器で実測している場合は、保守的な算定を適用できず、<b>算定対象から除外したり、削減量として算定したりすることはできない。</b></p>

## 第4章：燃料等使用量の把握

### (燃料等使用量の単位換算) (算定ガイドライン p.66)

#### 他人から供給された熱

蒸気使用量が還流水重量[t]で購買伝票等に記載されている場合には、熱供給事業者に熱量(GJ 単位)換算した使用量を問い合わせ、熱量換算した使用量を算定報告様式に入力する。

参考として還流水重量[t]を熱量に換算する算定式を次に示す。

$$\text{使用熱量[GJ]} = (h_{\text{蒸気}}[\text{GJ/kg}] - h_{\text{還流水}}[\text{GJ/kg}]) \times \text{還流水重量[kg]}$$

$$h_{\text{蒸気}} = h'[\text{GJ/kg}] + X \times (h''[\text{GJ/kg}] - h'[\text{GJ/kg}])$$

$h'$  : 飽和水の比エンタルピー (蒸気の「温度」及び「圧力」を把握し、飽和水の比エンタルピーを蒸気表から読み取る。)

$h''$  : 飽和蒸気の比エンタルピー (同様に飽和蒸気の比エンタルピーを蒸気表から読み取る。)

$X$  : 蒸気の乾き度

※  $h_{\text{還流水}}$ については、還流水の温度を把握し、1atm の飽和水の比エンタルピーを蒸気表から読み取る。



## 第4章：燃料等使用量の把握 (検証のポイント) (算定ガイドライン p.67)

- 購買伝票等については、書類の信頼性に問題がある場合を除いて、複写の提示でもよい。

表 2-9 検証の際の確認資料の例

項目	検証事項	確認する書類
算定体制の整備	データ採取、集計、報告等は明確にルール化されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 算定責任者、担当者の名刺</li> <li>• 社内組織図</li> </ul>
	担当者等はルールを遵守しているか。	
	データは算定体制どおりに集計報告されているか。	
燃料等使用量の把握	把握した燃料等使用量監視点に対応する購買伝票等（実測の場合はデータ）が取得されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 購買伝票等</li> <li>• 実測結果（管理月報等）</li> </ul>
	把握方法は、購買伝票等を優先して選択しているか。	—

# 第2部 特定温室効果ガス排出量及び 原油換算エネルギー使用量の算定

(算定ガイドライン pp.11-108)

第1章 算定と検証の概要

第2章 事業所範囲のとらえ方

第3章 排出活動・燃料等使用量監視点の特定

第4章 燃料等使用量の把握

第5章 温室効果ガス排出量及び

原油換算エネルギー使用量の算定

第6章 温室効果ガス排出量算定に係る

その他の方法



## 算定のフロー

ステップ1. 事業所範囲の特定 (第2章)

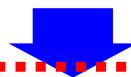


ステップ2. 排出活動・燃料等使用量監視点の特定 (第3章)

燃料使用量監視点: 電気の受電点、都市ガスメーター、燃料タンクなど、  
燃料等使用量を測定する箇所



ステップ3. 燃料等使用量の把握 (第4章)



ステップ4. 温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定 (第5章、第6章)

### 第5章：温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定（算定ガイドライン pp.68-70）

#### 1(1) 基本算定式

##### <直接排出(燃料の燃焼)>

**温室効果ガス排出量 = 燃料等使用量 × 単位発熱量 × 排出係数 × 44/12**

##### <間接排出(電気及び熱)>

**温室効果ガス排出量 = 燃料等使用量 × 排出係数**

#### (2) 単位発熱量・排出係数(直接排出)

##### ア 固体・液体・気体燃料(都市ガスの発熱量を除く。)

各燃料の単位発熱量及び排出係数は、標準値を用いる。

##### イ 都市ガスの単位発熱量

都内の都市ガス事業者が供給する都市ガスの単位発熱量は対象年度の都市ガス事業者の数値を用いて発熱量換算する。

### 第5章：温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定（算定ガイドライン pp.71-74）

(3) 他人から供給された電気、他人から供給された熱の排出係数は、電気事業者等・熱供給事業者等の**別によらず一律**（算定GL p.71）

#### <他人から供給された電気の排出係数>

第2計画期間、第3計画期間：0.489[t-CO<sub>2</sub>/千kWh]

#### <他人から供給された熱（蒸気・温水・冷水）の排出係数>

第2計画期間、第3計画期間：0.060[t-CO<sub>2</sub>/GJ]

※なお、低炭素電力、高炭素電力（第6章1(3)及び(4)、算定GL pp.80-85）や、低炭素熱（第6章1(5)及び(6)、算定GL pp.86-89）、他の事業所の高効率コージェネ（第6章1(7)）の熱の供給を受けた場合でも、標準値で年度排出量を算定後、削減量を別途算定すること。

※清掃工場等で廃棄物の焼却に伴い発生した熱又は当該熱を利用して発電した電気のみを自営線等で直接受け入れて使用する場合には、当該熱及び電気の使用量については排出量算定の対象外となる。

(4) 事業所外へ供給する場合は、**排出係数を毎年度作成し**、供給量に乗じて事業所外供給に関する排出量を算定（算定GL pp.73-74）

※コージェネレーションシステムにより製造した熱又は電気を事業所外供給している場合は、投入した燃料使用量から算定される排出量を熱と電気に案分し、熱と電気それぞれについて事業所外供給に関する単位供給量当たり排出係数を毎年度作成して、アの算定式(p.73)に用いる。

## 第5章：温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定（算定ガイドライン p.75）

- 電気の区分は「一般送配電事業者の電線路を介して供給された買電」の昼間又は夜間、若しくは「昼夜不明又はその他からの買電」のいずれかを選択

### 第2計画期間

### 第3計画期間

#### (5) 燃料等使用量

燃料等監視点	排出活動	燃料等の種類
1	電気の使用	一般送配電事業者の電線路を介した買電_昼間
2	電気の使用	一般送配電事業者の電線路を介した買電_夜間
3	電気の使用	昼夜不明またはその他からの買電

# 第5章：温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定（算定ガイドライン p.75）

## 昼間と夜間の電気使用量の確認方法

～ 昼間と夜間の電気使用量の確認方法 ～

昼間（8時～22時）と夜間（22時～翌日8時）との使用量の別は、料金の契約上の昼間時間及び夜間時間の使用量とは異なる場合があります。

高圧電力、季時別などの契約の場合は、請求書等から、「力率測定用有効電力量」を昼間の使用量とし、「全使用電力量－力率測定用有効電力量」を夜間の使用量として求めることができます。「力率測定用有効電力量」が不明な場合には、原則として、昼夜不明としてください。ただし、供給事業者により、請求書等に記載された使用量が、休日等を含む全ての日における昼間（8時～22時）又は夜間（22時～翌日8時）の使用量であることが証明された場合には、それを本制度上の「昼間」又は「夜間」の使用量とすることを可能とします。

## 第5章：温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定（検証のポイント）

（算定ガイドライン p.77）

- 購買伝票等については、書類の信頼性に問題がある場合を除いて、複写の提示でも良い。

表 2-12 検証の際の確認書類の例

項目	検証事項	確認する書類
量との整合 把握した燃料等使用	把握した燃料等使用量は、様式に記入された値と整合しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 購買伝票等</li> <li>• 実測結果（管理月報等）</li> <li>• 算定様式</li> </ul>
	把握した排出活動と燃料等の種類は、様式に記入された内容と整合しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 購買伝票等</li> <li>• 実測結果（管理月報等）</li> <li>• 算定様式</li> </ul>
排出係数・発	発熱量は適切に選択されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 購買伝票等又は供給会社の成分分析表</li> <li>• 算定様式</li> </ul>
	排出係数は適切に選択されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 購買伝票等又は供給会社の成分分析表</li> <li>• 算定様式</li> </ul>